

推進すべき政策の提案について

東京大学 加藤

本検討会のとりまとめに際しては具体的なスケジュールと役割分担を決めて取り組むべき

1. 「政府」としての数値目標の明確化(農水省・国交省)

- 政府の政策として農業利用単独の「具体的な数値目標」を示す

※低炭素とは達成すべき目標の時期が異なる。3～5年の短期目標(30%程度)及び長期目標が必要。

※これにより、現在は少ない下水汚泥の肥料化業界の参入企業や自治体の意欲を高められる。

- ただし、目標設定にあたってはリスク分散の観点に留意し特定利用に偏らないようにすべき。

2. ユーザーである農家の信頼の厚い農水省の方針の明確化(農水省)

- 下水汚泥の農業利用について、肥料取締法に基づく普通肥料として審査され、定期検査に基づき安全性を満たす肥料として積極的に推進する趣旨を農水省より全国関係機関に通知を出す。

※普通肥料への変更時など、かなりリスクの高いものとして周知してきたのではないか。

3. 下水道施設の改築時及び広域化等での導入促進・財政支援(国交省)

- 下水汚泥処理施設の老朽化や広域化に伴う改築の際や、産廃として処分先を検討する際は、エネルギーやセメント利用の継続だけでなく、農業利用の可能性について十分に検討されていることを確認すべき。また、重点配分や補助金化等の財政支援を行う。

- 案件形成予算については通常事業とすべき。また交付金による試験的な施肥試験・普及活動支援

- Bダッシュ等の技術開発の継続、国総研・土研での研究の再開(農環研との共同プロジェクト)

4.安全で地域循環に貢献する有機資源であることを示す公定規格による「安心感」の普及(農水省)

●有機JASに類するような公定規格を作る。農家及び産廃業者から希望する声も多く、政策的アピール効果も大きいので今回の検討会成果に位置付ける。

※特別栽培として汚泥肥料を使用する際、岩見沢のように有機として適正に認められる地域がある一方、佐賀市のように化学合成肥料扱いで使用の上限を設定されている地域があると聞いている。

●規格名について、「汚泥」の名称イメージは良くない(菌体肥料は良い)。国が定めるブランド名が必要。これについては汚泥肥料一律でなく、安全性の公表を行い検査も適正回数行う等、安全管理を徹底しているものに限定することも考えられる。

※下水汚泥の農業利用が90%の英国は安全基準を満たす汚泥肥料を未処理の下水汚泥と区別するため「Biosolids」と命名

※「じゅんかん育ち」については、日本下水道協会が名称の商標登録の検討中

5.安心・安全のための透明性確保について(農水省・国交省・関係団体)

●農家・消費者向けに、汚泥肥料がどこの事業場からの排水で生産されているか、定期検査における重金属の濃度の推移(基準値との関係)、肥料の生産量等がわかる情報公開サイトを設置する。

●これは、安全性の透明性のみでなく、肥料生産者と利用者のマッチング効果もある。

※横浜市内の汚泥肥料販売者によれば、生協への販売に際し、安全性に関するデータを示し理解されたとのこと

●汚泥肥料は発酵過程で無機化が進むことから施肥設計で必要な無機態窒素分等の成分表記も推奨

6. 汚泥肥料の大部分を担う産業廃棄物業者の活動支援について(農水省・国交省)

- 環境行政にもまたがる領域であるが、廃掃法の取扱い等についての環境行政への働きかけも含め、農水省・国交省としての産廃業者による汚泥肥料生産の推進政策を検討すべき。

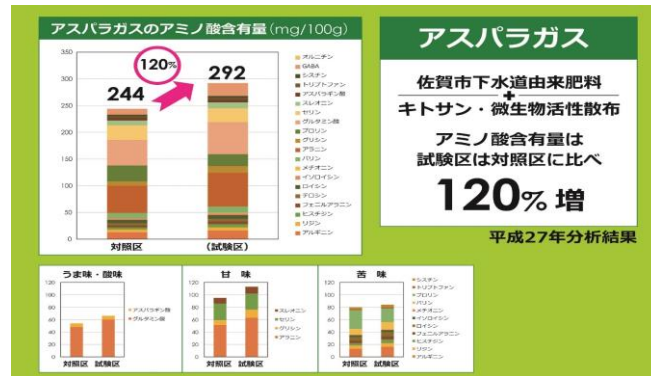
※産廃施設だから支援出来ないと言うことはないはずである。再利用施設であり肥料増産施設

- 肥料化施設の設置支援、肥料の低価格化または農家購入に対する財政支援 ※大規模生産者の声

7. 施肥方法・施肥効果について(農水省及び農業関係団体)

- 地域・作物ごとの施肥方法(栽培マニュアル等)についての農家等への指導・支援体制

- 様々な施肥効果(土壌改善、収量増・栄養・農薬減・コスト低減等)の「見える化」のための調査の継続実施と結果公表※前述の安全性の情報公開サイトと一体



佐賀市
資料



JA佐賀と農家の汚泥
肥料プロジェクト

8. 汚泥ボリュームの多い大都市での利用推進(国交省等)

- 焼却灰のリン活用の技術開発

- 一方で、下水汚泥の効果が炭素・窒素を含む有機質、特に放線菌等の微生物活動にあることを考えると大都市でもリン回収のみでなく、市街地から離れた湾岸部の広大な処理場では消化汚泥活用を含めコンポスト発酵肥料も検討すべき。